

# 目 次

## 第1章 総 則

第1条 (目的)	1
----------	---

## 第2章 削 除

第2条 (削除)	
----------	--

## 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

### 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

基本事項	2
第3条 (炉)	7
第3条の2 (ふろがま)	31
第3条の3 (温風暖房機)	40
第3条の4 (厨房設備)	47
第4条 (ボイラー)	61
第5条 (ストーブ)	69
第6条 (壁付暖炉)	74
第7条 (乾燥設備)	77
第7条の2 (サウナ設備)	82
第8条 (簡易湯沸設備)	89
第8条の2 (給湯湯沸設備)	96
第8条の3 (燃料電池発電設備)	103
第9条 (火を使用する設備に附属する煙突)	109
第9条の2 (排気ダクト等)	113
第10条 (掘ごたつ及びいろり)	114
第10条の2 (ヒートポンプ冷暖房機)	115
第11条 (火花を生ずる設備)	118
第11条の2 (放電加工機)	120
第12条 (変電設備)	123
第12条の2 (急速充電設備)	132
第13条 (内燃機関を原動力とする発電設備)	139
第14条 (蓄電池設備)	147
第15条 (ネオン管灯設備)	154
第16条 (舞台装置等の電気設備)	158
第17条 (避雷設備)	161
第18条 (水素ガスを充填する気球)	163
第18条の2 (基準の特例)	169

### 第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

第19条 (液体燃料を使用する器具)	170
第20条 (固体燃料を使用する器具)	177
第21条 (気体燃料を使用する器具)	179

第22条（電気を熱源とする器具）	185
第23条（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）	192
第23条の2（基準の特例）	193
<b>第3節 火の使用に関する制限等</b>	
第24条（喫煙等）	194
第25条（空地及び空家の管理）	200
第26条（たき火）	201
第27条（がん具用煙火）	203
第28条（化学実験室等）	205
第29条（作業中の防火管理）	206
<b>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限</b>	
第30条（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	208
<b>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</b>	
第30条の2（住宅用防災機器）	210
第30条の3（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）	211
第30条の4（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）	218
第30条の5（設置の免除）	221
第30条の6（基準の特例）	222
第30条の7（住宅における火災の予防の推進）	223
<b>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</b>	
<b>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</b>	
基本事項	224
第31条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）	231
第32条（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	233
第32条の2（共通する基準）	234
第32条の3（屋外の基準）	245
第32条の3の2（屋内の基準）	250
第32条の4（タンクの基準）	253
第32条の5（地下タンクの基準）	258
第32条の6（移動タンクの基準）	262
第32条の7（類ごとの共通基準）	269
第32条の8（維持管理）	272
第32条の9（適用の除外）	273
第33条（品名又は指定数量を異にする危険物）	275
<b>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</b>	
基本事項	276
第34条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	285
第35条（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	290
第35条の2（危険要因の把握と措置）	297
<b>第3節 基準の特例</b>	
第35条の3（基準の特例）	299

## 第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

第36条 (削除)	
第37条 (消火器に関する基準) .....	300
第38条から第46条まで (削除)	
第47条 (基準の特例) .....	302

## 第6章 避難管理

第48条 (劇場等の客席 (屋内)) .....	303
第49条 (劇場等の客席 (屋外)) .....	310
第49条の2 (基準の特例) .....	312
第50条 (キャバレー等の避難通路) .....	313
第50条の2 (ディスコ等の避難管理) .....	314
第50条の3 (個室型店舗の避難管理) .....	315
第51条 (百貨店等の避難通路等) .....	317
第52条 (劇場等の定員) .....	319
第53条 (避難施設の管理) .....	321
第53条の2 (避難経路図の掲示等) .....	322
第54条 (防火設備の管理) .....	324
第54条の2 (工事中の消防用設備等の管理) .....	325
第55条 (準用) .....	326

### 第6章の2 屋外催しに係る防火管理

第55条の2 (指定催しの指定) .....	327
第55条の3 (屋外催しに係る防火管理) .....	329

## 第7章 雑 則

第56条 (防火対象物の使用開始の届出等) .....	331
第57条 (火を使用する設備等の設置の届出) .....	333
第58条 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) .....	338
第58条の2 (指定洞道等の届出) .....	340
第59条 (指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等) .....	342
第60条 (タンクの水張検査等) .....	343
第61条 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等計画の届出) .....	344
第61条の2 (公表) .....	345
第62条 (委任) .....	346

## 第8章 罰 則

第63条 (罰則) .....	347
第64条 .....	348